

有料職業紹介基本契約書の抜粋

第13条（紹介手数料について）

- 1 乙が甲の依頼を受け紹介した応募者と甲が、労働契約を締結した段階で紹介手数料が発生する成功報酬方式とする。
- 2 甲は、乙が紹介した応募者を採用した場合、初年度理論年収の35%（別途消費税）を乙に対して、紹介手数料を支払う。
- 3 甲は原則として、採用決定者の入社日の月の翌月末日までに、乙に対して、本条1項及び2項に基づく紹介手数料を乙の指定する銀行口座振込み送金の方法により支払うものとする。なお、振込み手数料は、甲の負担とする。

第14条（紹介手数料の返金）

応募者の理由により退職した場合、以下の条件で手数料から返金するものとする。

入社後1ヶ月以内に退職した場合 80%

1ヶ月を超え3ヶ月以内に退職した場合 50%

3ヶ月を超え6ヶ月以内に退職した場合 20%

第15条（返金方法）

乙は応募者の退職理由を確認後、速やかに甲の指定する銀行口座へ振込み送金の方法により支払うものとする。なお、振り込み手数料は、乙の負担とする。